

改名するには

僧籍登録のとき、名前が1文字及び3文字の方、ひらがなの方、もしくは「〇子」の方といった本宗の僧侶としてふさわしい漢字2文字でない場合は、改名するために改名添書の申請の手続きをしなければなりません。

注意事項

戸籍を改名するときの手続きの仕方

まず宗務庁に改名添書を申請し、下付された改名添書を持って家庭裁判所に行き改名の許可をもらいます。次にその許可書をもって市区町村役場へ行き戸籍を変えます。

そして、改名後の戸籍抄本を改名届に添えて宗務庁に提出して改名の手続きが完了します。なお、改名添書を下付された場合は、遅滞なく上記の改名手続きを行わなければなりませんので、ご注意ください。

添付書類

改名添書申請のみの場合は戸籍謄本もしくは抄本。

※度牒授与僧籍登録申請と同時の場合は併用いたします。

冥加料

3,000円

様式番号	45	申請書名	改名添書申請書
------	----	------	---------

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105